

徳島市監査委員告示第2号

令和2年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市教育委員会教育長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年1月7日

徳島市監査委員	稲井博
同	藤原晃
同	岡南均
同	岸本和代

徳島市監査委員 殿

徳島市教育委員会
教育長 松本賢治

令和2年度定期監査結果に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果（令和2年12月2日報告分）に基づく措置状況

教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>1 収入事務</p> <p>(1) 施設使用料について、納入期限の設定が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 施設使用料の調定額通知書について、決裁権者の押印がなく、決裁手続が適正でないものがあった。</p>	<p>1 収入事務</p> <p>(1) 今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正な納入期限を設定し、事務処理を行います。</p> <p>(2) 当該調定額通知書については、直ちに決裁権者の決裁を受けました。今後は、徳島市教育委員会事務決裁規程等に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>2 支出事務</p> <p>(1) 請書における収入印紙の消印が適正でないものがあった。</p> <p>(2) 物品購入決裁において、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。</p> <p>(3) 物品購入において、契約書又は請書が作成されていないものがあった。</p> <p>(4) 施設修繕決裁において、決裁権者の決裁を受けていないものがあった。</p>	<p>2 支出事務</p> <p>(1) 当該請書については、直ちに収入印紙に消印を行いました。今後は印紙税法に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>(2) 当該決裁書については、直ちに適正な購入契約締結権者の決裁を受けました。今後は事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>(3) 当該契約については、直ちに請書を作成しました。今後は、徳島市契約規則に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>(4) 当該決裁書については、直ちに適正な決裁権者の決裁を受けました。今後は徳島市教育委員会事務決裁規程等に基づ</p>

<p>(5) 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。</p>	<p>き、適正な事務処理を行います。</p> <p>(5) 当該決裁書については、直ちに決裁権者の決裁を受けました。今後は、徳島市教育委員会事務決裁規程等に基づき、適正に処理を行います。</p>
<p>3 契約事務</p> <p>(1) 契約書において、収入印紙が貼付されていないものがあった。</p> <p>(2) 契約書における収入印紙の貼付額が適正でないものがあった。</p> <p>(3) 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。</p>	<p>3 契約事務</p> <p>(1) 当該契約書については、直ちに適正な金額の収入印紙を貼付しました。今後は印紙税法に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>(2) 当該契約書については、直ちに適正な金額の収入印紙を貼付しました。今後は印紙税法に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>(3) 当該支出負担行為書については、直ちに会計管理者の決裁を受けました。今後は予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を行います。</p>
<p>4 その他</p> <p>(1) 出勤簿に押印がないものがあった。</p>	<p>4 その他</p> <p>(1) 出勤簿については、直ちに押印しました。今後は徳島市教育委員会事務局処務規程等に基づき、適切な処理を行います。</p>